

【ご注意】

本事業への応募は全てインターネットを通じたオンラインの「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で行います。

郵送や直接の持ち込み、e-mail等では一切受け付けません。

なお、e-Radの使用にあたっては、e-Radシステムへ事前に「研究機関の登録」「研究者の登録」が必要となります。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって手続きを行って下さい。

e-Radでの応募方法につきましては、別紙1をご覧ください。

e-Radへの「研究機関の登録」等の方法は、以下のe-Radヘルプデスクにお問い合わせ下さい。

e-Radヘルプデスク

TEL 0120-066-877 午前9:00～午後6:00（平日）

平成25年度

農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業

【発展融合ステージ】

公 募 要 領

公募受付期間：平成25年2月8日（金）～平成25年3月8日（金）12時

※本公募は、平成25年度予算政府案に基づき行っているため、予算成立が前提となります。
今後、予算成立までの過程で内容等に変更があり得ることをあらかじめ御承知おき下さい。

【ご注意】

本事業への応募は全て「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で行います。
（郵送や直接の持ち込み、e-mail等では一切受け付けません。）

なお、e-Radの使用にあたっては、事前に「研究機関の登録」「研究者の登録」が必要となります。登録手続に日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって手続を行って下さい。

平成25年2月

農林水産省
農林水産技術会議事務局

本公募要領に関する問い合わせ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 農林水産技術会議事務局

研究推進課産学連携室

産学連携企画班・産学連携振興班

代表電話：03-3502-8111（内線5894、5898）

直通電話：03-3502-5530

03-6744-7044

F A X：03-3593-2209

ホームページアドレス

http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2013/sinki_koubo_2013.htm

目 次

	共通事項 ページ
1 事業の内容	1
(1) 目的 (2) 事業の対象範囲	
(3) シームレスによる研究ステージの移行 (4) その他注意事項	
(5) 研究実施までのスケジュール (想定)	
2 事業スキーム	3
3 応募資格等	4
(1) 研究機関等の分類	
(2) 資格要件 (単独での応募及び複数機関による応募の両方に共通)	
(3) 複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件	
(4) 応募する研究機関等、研究グループの構成員に関する要件等	
(5) 研究管理運営機関を設置できる要件	
(6) 研究機関等の役割分担について	
4 応募の手続等	8
(1) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) での応募	
(2) 応募書類 (研究課題提案書) 等 (3) 応募に当たっての留意事項	
(4) 応募受付期間	
5 研究委託費の内容	9
(1) 直接経費 (2) 間接経費 (3) 一般管理費	
6 研究課題の管理等	10
(1) 委託契約の締結について (2) 研究成果の取扱い	
(3) 研究成果等の公表 (4) 繰越明許について (5) 収益納付について	
(6) 物品等の所有権の帰属について	
7 研究課題の進行管理、中間・事後評価等	15
(1) 研究課題の進行管理等について (2) 研究課題の評価	
(3) 国民との科学・技術対話 (アウトリーチ活動)	
(4) 研究終了課題のフォローアップ調査	
8 S B I R関係	17
9 動物実験等に関する対応	17
10 研究機関の経費執行状況のチェック体制の強化	17

11	その他応募に当たっての注意事項	18
	(1) 重複応募・重複研究参画	
	(2) 競争的資金の不合理的な重複及び過度の集中の排除	
	(3) 研究費の不正使用防止のための対応	
	(4) 虚偽の申請に対する対応	
	(5) 研究上の不正行為防止のための対応	
	(6) 個人情報の取扱い	

12	本事業に係る相談窓口	22
----	------------	----

【発展融合ステージに関する公募要件】

発展融合ステージページ

1	発展融合ステージについて	1
	(1) 発展融合ステージの対象分野について	
	(2) 募集する研究区分 (3) 多段階選抜方式の導入	
	(4) 研究費の上限、研究期間 (5) 新規採択研究課題数 (想定)	
	(6) 各種施策を促進するための措置	
2	応募要件等	3
	(1) 産学機関結集型 (2) 研究人材交流型	
3	応募書類 (研究課題提案書) 等	4
4	研究課題の選定	5
	(1) 審査の方法及び手順 (2) 審査基準 (3) 審査結果の通知等	

(別紙資料等)

別紙1 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募について

別紙2 府省共通経費取扱区分表等について

別紙3 農林水産研究委託事業の契約手続について

別紙4 行政政策推進上課題解決を早急に図る必要性の高い課題 (行政課題) について

○e-Rad入力シート等 (e-Rad入力の際に活用するシートです。)

・ e-Rad 入力シート

・ (別添) 研究対象・内容/手法

○必要応募書類チェックシート (応募する前に必要書類のチェックをお願いします。)

【農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業 公募要領 共通事項】

1 事業の内容

(1) 目的

我が国の農林漁業は、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況にあり、活力も低下しています。このため、食と農林漁業の競争力・体質強化が課題となっており、農林水産・食品分野の成長産業化を早急に図る必要があります。

こうした中、我が国の有する高い農林水産・食品分野の研究開発能力を活かし、これらの研究成果を産業競争力につなげる産学連携の研究を支援することが必要です。

しかしながら、農林水産・食品分野においては、公的研究機関による研究が主体となっており、異分野の大学との連携や異業種の民間企業による研究投資は他分野に比べ弱く、民間企業の先端技術がほとんど活用されていません。

この現状を打破し、農林水産・食品分野の成長産業化に向けたイノベーションを生み出すためには、公的機関等の基礎研究の成果を民間企業の参画により着実に生産現場等の実用化につなげ、農林漁業者や社会に還元する仕組みが不可欠です。

このため、本事業は、分野横断的に民間企業等の研究勢力を呼び込んだ形で、国内の研究勢力の結集や人材交流の活性化を図るとともに、革新的な技術の開発を基礎研究から実用化研究まで継ぎ目なく（シームレスに）支援し、ブレークスルーとなる技術を効果的・効率的に開発することにより、農林水産・食品分野の成長産業化及び地域の活性化に貢献します。

(2) 事業の対象範囲

本事業は、農林水産業・食品産業の発展、新たなビジネス分野の創出につながる基礎・応用段階の研究開発から実用化段階までの研究開発を対象とします。

基礎段階の研究開発を「シーズ創出ステージ」、応用段階の研究開発を「発展融合ステージ」、実用化段階の研究開発を「実用技術開発ステージ」と設定します。各研究ステージの詳細は、別に記載する各ステージごとの公募要件を御覧ください。

なお、本事業は、自然科学系研究における研究・技術の開発を主体的に行う研究課題を対象としており、以下のような研究課題は応募の対象とはなりません。仮にこのような研究課題が応募された場合は、審査の対象から除外されることとなりますので御注意下さい。

・社会科学系研究を主として行う研究課題

ただし、栽培試験等と同時に実施される経営分析研究は対象となります。

・農林水産業・食品産業の発展に寄与しない研究課題

(3) シームレスによる研究ステージの移行

本事業では、実施した研究課題において優れた成果や有望な将来性が見込める成果を創出した場合は、「シーズ創出ステージ」から「発展融合ステージ」又は「実用技術開発ステージ」へ、「発展融合ステージ」から「実用技術開発ステージ」へと次の研究ステージへ公募を介さずに移行できるシームレスの仕組みを導入します。

(4) その他注意事項

応募に当たっては、研究課題の審査において、他府省を含め現在実施中の研究課題との重複の有無も判断材料となることから、農林水産省の委託プロジェクト研究及び他府省を含む競争的資金等の実施研究課題について、ホームページ等により確認して下さい。

- ・農林水産省委託プロジェクト研究

http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2013/project2013_new_expansion.htm

- ・競争的資金制度

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/index.html>

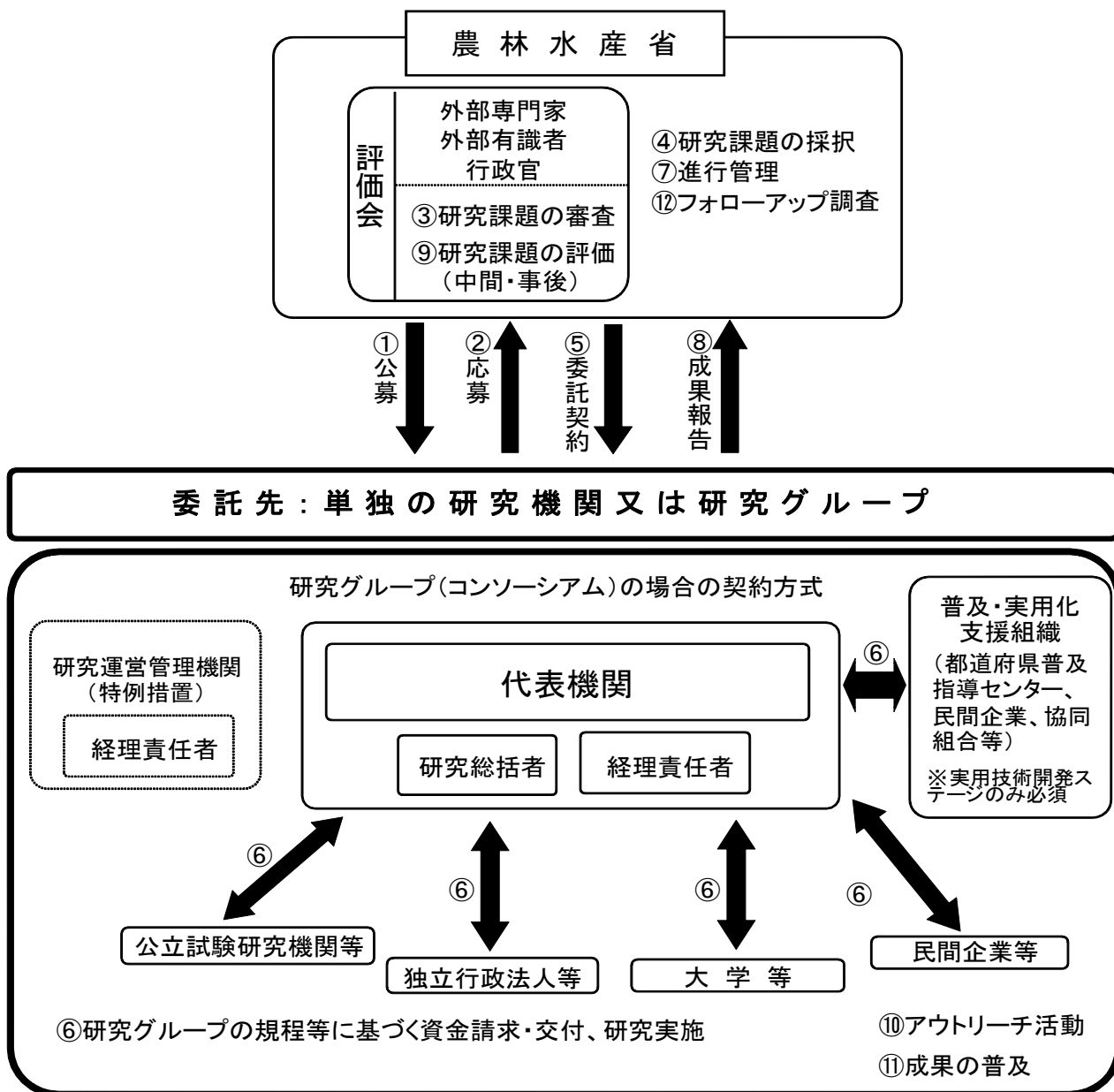
- ・その他の研究資金は各府省のホームページを参照して下さい。

(5) 研究実施までのスケジュール（想定）

- | | |
|--------------|----------------------|
| ・公募要領の掲示 | 平成25年2月8日 |
| ・公募期間 | 平成25年2月8日～3月8日12時 |
| ・公募説明会 | 平成25年2月12日～2月27日 |
| ・1次（書面）審査 | 平成25年3月中旬～4月上旬 |
| ・2次（ヒアリング）審査 | 平成25年4月下旬～5月中旬 |
| ・採択研究課題の公表 | 平成25年5月下旬 |
| ・委託契約作業 | 平成25年6月 |
| ・研究開始 | 平成25年6月以降委託契約締結後順次開始 |

2 事業スキーム（公募から研究実施までの流れ）

農林水産技術会議事務局が公募し、研究グループが応募した研究課題について、外部専門家等からなる評価会において研究課題を審査し、契約手続を経て、研究開発を実施していただきます。



※研究グループと農林水産省との契約に当たっては、研究機関等が共同して構成した研究グループの代表機関と農林水産省が契約していただきます。「6（1）委託契約の締結について」に示す方法により、研究グループの代表機関が中心となって、契約単位としての研究グループを設立していただきます。研究費は、各研究機関等が責任を持って執行していただきます。

※研究グループの構成要件は、研究ステージ毎に異なります。詳細は、各研究ステージの公募要件を御確認願います。

3 応募資格等

(1) 研究機関等の分類

応募する研究機関等を以下のⅠ～Ⅳのセクターに分類します。

セクターⅠ	都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人
セクターⅡ	大学及び大学共同利用機関
セクターⅢ	独立行政法人、特殊法人及び認可法人
セクターⅣ	民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者

※Ⅰ～Ⅳのいずれにも該当しないと思われる場合は、「本事業に係る相談窓口」までお問合せ下さい。

(2) 資格要件（単独での応募及び複数機関による応募の両方に共通）

応募することができる者は、次の①から⑤までの要件を満たす者です。

- ① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、独立行政法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関等（※）であること。

（※）研究機関等とは、国内に設置された機関であり、法人格を有する者であって、以下の2つの条件を満たす機関を指します。

- (i) 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。
(ii) 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

- ② 平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。（提案書提出時に競争参加資格のない者は、公募研究課題に係る審査委員会の開催（平成25年3月下旬～4月上旬を予定）までに競争参加資格の申請を行うとともに、契約（平成25年6月上旬を予定）までに競争参加資格を取得してください。資格が取得できなかった場合は、採択が取消しになります。地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。）

平成22・23・24年度に有効な資格をお持ちの方も、「更新」の手続が必要です。詳しくは、以下をご御覧ください。

(<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/h25-yukoshikaku.html>)

研究機関等が、平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であるかどうかについては、「有資格者名簿閲覧ページ」にて確認できます。

(<http://www.chotatujoho.go.jp/csjs/ex016/StartShikakushaMenuAction.do>)

- ③ 委託契約の締結に当たっては、農林水産省農林水産技術会議事務局から提示する委託契約書に合意できること。
④ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。

- ⑤ 応募者が受託しようとする公募研究課題について、研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、研究総括者及び経理責任者を設置していること。

(3) 複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件

委託事業は直接採択方式であり、公募研究課題の一部又は全部を受託者が他の研究機関等に再委託することはできません。

このため、複数の研究機関等が研究グループを構築して公募研究課題を受託しようとする場合には、コンソーシアムを構成し、次の要件を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は研究グループの代表機関からしていただく必要があります。

- ① 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、研究グループに参加する全ての機関が同意していること。
- ② 研究グループと農林水産省が契約を締結するまでの間に、研究グループとして、実施予定の研究課題に関する規約を策定すること、若しくは研究グループ参加機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定又は共同研究契約を締結することが確実であること。
- ③ 研究グループとして契約を締結する必要があるため、契約締結前に「随意契約登録者名簿登録申請書」を提出すること。

採択後、契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関等に重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。

(4) 応募する研究機関等、研究グループの構成員に関する要件等

「研究総括者」、「代表機関」、「代表機関以外の共同研究機関等」及び「普及・実用化支援組織」については、それぞれ以下の要件を満たしていることを審査時に確認します。

① 研究総括者の要件

応募を行おうとする研究機関等（研究グループで応募を行う場合は代表機関）に所属する研究者の中から当該研究の実実施計画の企画立案、実施、成果管理等を総括する代表者（以下「研究総括者」という。）を選定していただきます。

研究総括者は、次の要件を満たしていることが必要です。

- A 原則として応募する研究機関等（研究グループで応募を行う場合は代表機関）に常勤的に所属しており、国内に在住していること
- B 当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること
- C 当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進行管理能力を有していること

なお、長期出張により長期間研究が実施できない場合、又は人事異動、定年退職等により研究機関等（研究グループで応募を行う場合は代表機関）を離れることが見込まれる場合には、研究総括者になることを避けて下さい（審査期間中や研究課題の実施期間中の研究総括者の交替は原則として認めません。）。

② 代表機関の要件

研究グループで応募する場合には、グループ構成員の中から代表機関を選定していただきます。代表機関には、経理責任者を配置し委託契約の締結、資金管理等の事務的な業務も担っていただきます。

- A 国内に設置された機関であり、法人格を有すること（個人は代表機関となることはできません。）。
- B 事業を推進するに当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。
具体的には、以下の能力・体制を有していること。
 - ・研究グループを設立し、国との委託契約を締結できる能力・体制
 - ・知的財産に係る事務管理等を行う能力・体制
 - ・事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）
 - ・研究成果の普及、共同研究機関等との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制
- C 研究（企画調整を含む。）を円滑に実施する能力・体制を有していること（したがって、研究を実施しない「普及・実用化支援組織」は代表機関となることはできません。）。

③ 代表機関以外の共同研究機関等の要件

研究グループに参画する代表機関以外の共同研究機関等は、次の要件を満たしていることが必要です。

- A 当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。
- B 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有していること。

④ 普及・実用化支援組織の要件

研究グループに普及・実用化支援組織を参画させる場合は、共同研究機関等のA及びBの要件に加え、次の要件を満たしていることが必要です。

- C 開発される技術等を生産現場等へ導入・普及させるための能力を有していること。
- D 研究又は関係機関と生産現場等との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有していること。
- E 普及に向けた課題解決に必要な助言・指導等ができること。

なお、生産現場等における実証試験を普及・実用化支援組織が担う場合は、以下の要件を追加します。

- F 実証試験におけるデータの収集及び得られた知見を研究グループにフィードバックできる能力・体制を有していること。

(5) 研究管理運営機関を設置できる要件

農林水産技術会議事務局が必要と認めた場合に限り、研究総括者が所属する研究機関等（研究グループで応募する場合は代表機関）とは別に、国との委託契約業務や経理執行業務を担う機関（以下「研究管理運営機関」という。）を設置できるものとします。

[研究運営管理機関を設置できる例]

- ・ 地方公共団体において、研究の実施に当たって事前に予算措置を要する等の特殊性を考慮し、地方公共団体に所属する研究者が研究総括者となる場合であって、かつ、地方公共団体に経理責任者を配置することが困難と認められる場合
- ・ 研究総括者が中小企業等に所属し、又は研究グループに多数の中小企業等が参画しており、国との委託契約の実績がほとんど無いため、委託契約の締結が著しく遅延すると認められる場合

この場合、構成員の要件は、一部、以下のとおり変更いたします。

[研究管理運営機関の要件]

研究を実施する機関が、研究管理運営機関となる場合は、(4)「②代表機関の要件」を準用します。

研究の管理運営だけを行う機関が、研究管理運営機関となる場合は、(4)「②代表機関の要件」のうち、「C 研究（企画調整を含む。）を円滑に実施する能力・体制を有していること」の要件を準用しないこととともに、以下の要件を追加します。

- D 研究総括者と一体となって研究を推進することができる範囲の地域に所在する機関であること。
- E 国との委託契約の実績を有し、委託契約手続をスムーズに行うことができること。

なお、この措置は特例措置であることから、これを希望する場合は、研究運営管理機関を活用する理由を応募書類（様式2-4）に記載していただくとともに、応募研究機関等（研究グループで応募する場合は代表機関）の経理責任者の承認を必要とします。

(6) 研究機関等の役割分担について

共同研究機関等については、研究の効果的・効率的な推進を図る観点から、研究課題構成と各機関の役割分担を明確にするとともに、研究課題の参画機関数は過度に多くなならないように配慮して下さい。また、1小課題（最小単位の課題）は、原則として1機関で担当する体制として下さい。

4 応募の手続等

(1) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) での応募

本事業への応募は全てインターネットを通じたオンラインの府省共通研究開発管理システム (e-Rad) で行います。

郵送や直接の持ち込み、e-mail 等では一切受け付けません。

詳細は、別紙 1 「府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募について」を参照して下さい。(緊急研究対応課題の応募方法は、その都度お知らせします。)

(2) 応募書類 (研究課題提案書) 等

応募書類 (研究課題提案書) 等は農林水産省のHPよりダウンロードして下さい。(HP アドレス : http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2013/sinki_koubo_2013.htm) 各研究ステージごとに応募書類 (研究課題提案書) があります。

(3) 応募に当たっての留意事項

以下の点に御留意下さい。

- ・本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。
- ・提出された応募書類が応募要件を満たしていない場合、又は、応募様式に不備がある場合は、審査を受けることができません。
- ・応募受付期間中であれば、農林水産省へ提出した応募情報を引戻し、修正することができます。この場合、応募受付期間中に修正を終了し、再度応募情報を提出する必要があります。
- ・提出された応募書類等は返却しません。
- ・応募内容に関する秘密は厳守します。
- ・締切り日間際は、応募者側のサーバーダウン等のトラブルが万が一発生した場合に、e-Rad へのデータ入力ができなくなることが予想されますので、余裕を持って、早めに (締切りの一週間程度前) データの入力を行って下さい。
- ・e-Rad で「配分機関受付中」又は「受理」の状態となった後、1週間程度は、農林水産技術会議事務局又は本事業の事務委託先 ((社) 農林水産業・食品産業技術振興協会) から、内容等についての確認の連絡を入れる場合がありますので、出張等により不在となる場合は連絡先の周知を図る等、研究総括者と確実に連絡が取れる体制にしておいて下さい。

(4) 応募受付期間 (緊急研究対応課題の場合は、その都度お知らせします。)

【府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による受付期間】

- ・ 応募受付期間 : 平成 25 年 2 月 8 日 (金) ~
平成 25 年 3 月 8 日 (金) 12 時 (厳守)
(締切り時間を過ぎると一切入力処理が行えないので注意)
- ・ e-Rad の利用可能時間帯
(月~金土・日) 午前 5 : 00 ~ 翌午前 0 : 00

5 研究委託費の内容

研究機関等及び普及・実用化支援組織は、国からの委託費として、直接経費及び間接経費を計上できます。ただし、研究管理運営業務を専門に行う研究管理運営機関の場合は、間接経費を計上できませんが、代わりに一般管理費を計上できます。

(1) 直接経費

研究の遂行、研究成果の取りまとめ、国民との科学・技術対話及び普及支援に直接必要とする経費を計上することができます。

なお、直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、ます。

また、経費の項目等については、別紙2「府省共通経費取扱区分表等について」を御確認下さい。

(2) 間接経費

研究機関等が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等研究の実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきもの以外の経費です。直接経費の30%に相当する額を上限として計上できます。

なお、実用技術開発ステージにおいて研究連携協定を策定し実施する研究課題であり、協定に参画する機関にあっては、直接経費の35%に相当する額を上限とします。

※間接経費については「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成21年3月27日改正）（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2013/sinki_koubo_2013.htm）を御確認下さい。

(3) 一般管理費

研究管理運営業務を専門に行う研究管理運営機関は、間接経費は計上できませんが、代わりに一般管理費を計上できます。一般管理費は当該業務を遂行する上で必要となる事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務職員の人件費、補助職員賃金等の経費のうち額の確定の困難な経費について、直接経費総額の10%に相当する額を計上することができます。

6 研究課題の管理等

(1) 委託契約の締結について

研究グループと農林水産省との契約に当たっては、研究機関等が共同して構成した研究グループの代表機関と農林水産省が契約する契約方式であり、次のような方法により研究グループの代表機関が中心となって、契約単位としての研究グループを設立していただきます。なお、緊急対応研究課題については、上記によらない場合もあります。

- ① 委託事業を実施すること等について規約を策定し、研究グループを構成する研究機関等の同意を得る（規約方式）
- ② 委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関等が協定書を交わす（協定書方式）
- ③ 委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関等の間で共同研究契約を締結する（共同研究方式）

農林水産省との契約についての詳細は、別紙3「農林水産研究委託事業の契約手続について」をお読み下さい。

なお、研究グループに参画していない研究機関等は、原則として、研究開発に参画できません。

採択に当たって、研究実施計画の見直し等の条件が附された研究課題については、見直し等の確認を行った上で、応募研究機関等（研究グループで応募する場合は代表機関）の長との間で委託契約を締結します。

委託契約の締結に当たっては、更に以下の点に御留意下さい。

- (i) 契約の要件として、応募研究機関等（研究グループで応募する場合は代表機関）は平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分における資格が必要です。（提案書提出時に参加資格のない応募研究機関等（研究グループで応募する場合は代表機関）は、平成25年3月末までに資格を取得して下さい。資格の取得に係る詳細な情報については、統一資格審査申請受付サイト（<https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>）を参照して下さい。）

なお、地方公共団体が応募研究機関等（研究グループで応募する場合は代表機関）となる場合においては、資格を取得する必要はありません。

また、採択研究課題決定後、研究グループ名が研究グループの代表機関名と異なることとなる場合は、契約締結の前に随意契約登録者名簿登録申請書を提出していただきます。

- (ii) 地方公共団体が応募研究機関等（研究グループで応募する場合は代表機関）となる場合においては、委託契約が早期に締結できるよう適切に予算措置（年度当初予算での対応等）をお願いします。円滑な予算措置がなされず、契約締結が著しく遅くなると判断した場合は、不採択とする場合がありますので御注意下さい。

- (iii) 応募研究機関等（研究グループで応募する場合は代表機関）には契約に当たり契約に必要な書類を速やかに提出していただくこととなりますが、書類に不備がある場合や、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますので、あらかじめ、契約書の内容を十分御確認下さい。
- (iv) 委託契約は単年度ごとに行いますので、来年度以降も毎年契約することとなります。なお、各年度の契約期間は以下のとおり予定しております。
- 1年目：平成25年6月中旬～平成26年3月24日
 - 2年目：平成26年4月1日～平成27年3月23日
 - 3年目：平成27年4月1日～平成28年3月22日
- (v) 委託費の支払いは、原則、精算払いとなります。
- ただし、概算払いについて、財務大臣と農林水産大臣との協議が整った場合にあっては、研究期間内に一部又は全額を概算払いとして支払うことができます。
- (vi) 委託予定先決定から委託契約締結までの間に、委託予定者の構成員等について特段の事業の変更があり、研究の実施が困難と判断される場合には、委託契約の締結先を変更する場合があります。

(2) 研究成果の取扱い

① 研究成果報告書及び実績報告書

研究を実施した代表機関及び構成員は、委託契約期間中に得られた全ての成果については、委託契約期間終了時に遅滞なく実績報告書を、成果のうち委託契約期間終了後も引き続き所有を望む研究成果については、研究成果報告書を、それぞれ農林水産技術会議事務局に提出していただきます。

② 研究成果の帰属

委託研究を実施することにより得られた研究成果に係る特許権等は農林水産技術会議事務局が承継します。しかしながら、出願を検討している（又はした）成果、第三者との共同研究を検討している成果等、引き続き所有を望む研究成果については、下記の帰属をするための条件（A～C）を遵守する旨を記載した委託契約書に基づく「研究成果報告書」を提出していただいた場合には、当該研究成果に係る特許権等の帰属先を研究グループの構成員とすることができます。

A 農林水産技術会議事務局が公共の利益のために、特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合、農林水産技術会議事務局に対し、当該特許権を利用する権利を無償で許諾すること。

B 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつこのことにつき正当な理由が認められない場合に、農林水産技術会議事務局が特に必要があるとして理由を明らかにして求めるとき、第三者への実施許諾を行うこと。

C 当該特許権等を第三者に移転又は許諾する場合には、法人の合併又は分割により移転する場合、及び次のアからウまでに規定をする場合を除き、あらかじめ農林水産技術会議事務局の承認を受けること。

ア 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該特許権等の移転又は許諾をする場合

イ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む）又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該特許権等の移転又は許諾をする場合

ウ 技術研究組合が組合員に当該特許権等の移転又は許諾をする場合

なお、特許権等に関する次の事項についても御留意下さい。

[研究成果に係る特許権等の留意点]

(i) 本事業は、農林水産省の委託事業であることから、委託契約書に基づく研究成果報告書により報告した研究成果であっても研究グループの構成員に帰属させることで日本国内の農林水産業の振興に支障をきたすなど農林水産施策推進上、不相当と判断される場合には、研究グループの構成員に研究成果に係る特許権等を帰属させることができない場合があります。

(ii) 本事業の研究成果によって得られた知的財産権については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議）（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2013/sinki_koubo_2013.htm）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議決定）（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2013/sinki_koubo_2013.htm）に基づき、対応することとなります。

(iii) 特許法では発明者が特許を受ける権利を有していますが、発明者が従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員（以下「従業者等」という。）である場合、職務として研究・開発した結果完成した発明（職務発明）に関しては、従業者等の雇用、設備・研究費の負担など、使用者、法人、国又は地方公共団体（以下「使用者等」という。）による一定の貢献があることから、使用者等に通常実施権を付与し、予約承継（あらかじめ特許を受ける権利もしくは特許を使用者等に承継させること等を職務発明規程、就業規則等で定めておくこと）を認めています。委託先において、職務発明規程等が定められていない場合、研究成果の帰属や権利の承継に当たり不都合が生じますので、本事業の契約締結前に整備していただきます。

- (iv) 出願前に研究成果を公開した場合、新規性は失われ特許権等を受けることが出来なくなる場合がありますのでくれぐれも御注意下さい。なお、農林水産技術会議事務局から帰属の承諾を得られていない研究成果に係る特許権については、事業終了後、農林水産技術会議事務局が承継することになるため、研究成果を公表する前に農林水産技術会議事務局に報告していただきます。
- (v) 本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず決して第三者に漏らさないで下さい。

③ 本事業において育成された農作物品種の取扱い

本事業で育成された農作物品種については、農林水産技術会議事務局が必要と判断した場合には、農林水産技術会議事務局が実施する新品種の優良性及び普及性の審査の対象となり、審査の結果、優良な品種と認定した場合には、その旨を公表することとしております。

このため、本事業で農作物品種を育成した場合は、審査の申請をしていただく場合があります。

(3) 研究成果等の公表

受託者は、論文、パンフレット、メディア（新聞、テレビ等）において、本研究課題に係る活動又は事業の成果が公表される場合には、事前にその概要を農林水産技術会議事務局に連絡して下さい。また、成果の公表に当たっては、「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」（英名：Scientific technique research promotion program for agriculture, forestry, fisheries and food industry.）を活用して行っているもの、あるいは行ったものであることを必ず明示していただきます。

本事業の研究成果については、委託事業の終了後、農林水産技術会議事務局が、研究成果発表会や、冊子等により公表します。その際、研究機関等に協力を求めることがありますので御承知おき下さい。

また、得られた成果について特許権等を取得した場合又はそれを公表した場合は、可能な限り第三者に公開及び閲覧が可能な状態を確保するように努めていただきます。

なお、農林水産技術会議事務局及び農林水産・食品産業分野の研究開発に関する地域の産学官連携・交流組織では、技術ニーズとシーズのマッチングの場として「アグリビジネス創出フェア」等の技術交流イベントを毎年度開催しておりますので、本事業の研究実施期間中や実施期間終了後において、研究内容や成果を紹介する機会として是非活用して下さい。

(4) 繰越明許について

本事業の研究費は、繰越明許費となっており、繰越手続を行うことにより、翌年度に使用することが可能となっています。

① 繰越を行うための条件

研究課題の実施に係る委託契約費の繰越を行うためには、委託事業計画書に記載されている委託業務が、契約締結時には予想し得なかった以下の要因により年度内の完了が困難となり、翌年度内に完了する見込みがあることが必要です。

- ・ 研究開発に際しての事前の調査による再調査の必要性
- ・ 研究方式の決定の困難
- ・ 計画に関する諸条件の変更
- ・ 設計に関する諸条件の変更
- ・ 気象の関係
- ・ 資材の入手難
- ・ その他やむを得ない事由

② 必要な手続

当該委託契約の繰越手続は、農林水産大臣が財務大臣と協議し、年度内（3月31日まで）に承認を得る必要があります。なお、繰越事由が発生した場合は、年度内に行う委託業務と繰り越すこととなる委託業務について、それぞれの業務の内容及び経費を明らかにするとともに、当該委託契約の契約変更手続を行い、既に支払いを受けた委託費がある場合においては、当年度に必要な委託費と既に支払いを受けた委託費との差額を国に返還することが必要になります。

③ その他留意事項

翌々年度への繰越しは、原則認められません。

また、翌年度に継続的に実施する計画がある委託業務を繰り越す場合は、翌年度に実施する計画の委託業務の内容及び実施期間等に影響することがあります。

(5) 収益納付について

各研究機関等には、本事業の研究成果による収益状況を、シーズ創出ステージ及び発展融合ステージにおいては研究終了後5年のうちに本事業の成果による収益が生じた年度から起算して5年間、実用技術開発ステージにおいては本事業の研究課題が終了した年度の翌年度から起算して5年間、毎事業年度末の翌日から起算して90日以内に農林水産技術会議事務局に報告していただきます。

報告により、相当の収益が得られたと認められた場合には、以下により、収益の一部に相当する金額を納付していただきます。

① 本事業に係る特許権等の譲渡又は実施権の設定により収益が生じた場合

納付額＝収益額※1 × (委託費の確定額の総額※2 / 本事業に関連して支出された技術開発費総額※3) × 1/2

(※1) 特許権等の譲渡又は実施権の設定により生じた収益

(※2) 研究課題に必要な経費として確定された各年度における委託費の総額

(※3) 委託費の確定額の総額及び当該特許権等を得るために要した本事業以外の技術開発費の合計額

② 本事業の成果の企業化により収益が生じた場合

$$\text{納付額} = \text{収益額} \times 4 \times (\text{委託費の確定額の総額} \times 5 / \text{企業化に係る総費用} \times 6) \\ \times \text{企業化利用割合} \times 7 \times 1/2$$

(※4) 本事業の成果に係る製品ごとに算出される営業利益

(※5) 研究課題に必要な経費として確定された各年度における委託費の総額

(※6) 委託費の確定額の総額及び当該製品の製造に係る設備投資等の費用の合計額

(※7) 製品全体の製造原価に占める本事業に係る成果物の製造原価の割合

(6) 物品等の所有権の帰属について

委託事業により取得した物品及び試作品（以下「物品等」という。）の所有権は、当該物品等を購入、製造、取得等した委託先に帰属しますが、委託事業終了後、原則として、農林水産省に引き渡していただきます。引き渡された物品等の所有権は、農林水産省に移転しますが、委託先が継続使用する場合には、所有権は委託先に帰属したままとなります。

7 研究課題の進行管理、中間・事後評価等

(1) 研究課題の進行管理等について

① プログラムオフィサーによる助言・指導

農林水産技術会議事務局では、

(i) 本事業の総括プログラムオフィサー（研究課題の進行管理を行う責任者で農林水産技術会議事務局長が指命した者（以下「総括PO」という。））と、

(ii) 専門プログラムオフィサー（効率的かつきめ細かに研究課題の進行管理を行うため、本事業の業務の委託先に配置した非常勤のプログラムオフィサー（以下「専門PO」という。））

が連携した進行管理体制のもとで研究の進捗状況を常に把握し、助言・指導等を行うなど研究の進行管理を効率的・効果的に行います。

採択された研究課題の研究総括者は、専門POと密に連絡を取り合い、適宜進捗状況の報告を専門POに行うとともに、事業推進上の疑問点を専門POに相談するなどして迅速に解消し、スムーズに研究課題を推進していただくこととなります。

② 研究推進会議の開催

委託先研究機関等（研究グループで応募する場合は代表機関）には、毎年度、参画機関による研究の推進状況を確認していただくとともに、研究実施計画の必要な見直しを機動的に行うために、参画機関等を参集した「研究推進会議」を開催していただきます。

また、採択研究課題の研究総括者は、研究課題の推進に当たり、「アドバイザー（当該研究課題に関する専門知識を持つ有識者であり、研究グループに属さない者）」等に依頼し、外部の視点から専門的アドバイスをいただくようにして下さい。

なお、研究推進会議には、必要に応じ、総括P Oを主査として専門P Oや農林水産省の関係職員から構成される推進チーム等が参画し、研究の推進に関する必要な助言・指導等を行います。

③ 研究実施計画及び研究の進捗状況の報告

研究課題の実施に当たっては、毎年度、研究実施計画書及び当該年度の進捗状況を示す研究実績報告書を提出していただきます。

(2) 研究課題の評価

① 中間評価

研究期間が3年間の研究課題については、研究開始2年度目に中間評価を実施します。

研究課題応募時に設定した中間時の進捗目標(数値)に基づき、実際の進捗状況(数値)を評価します。

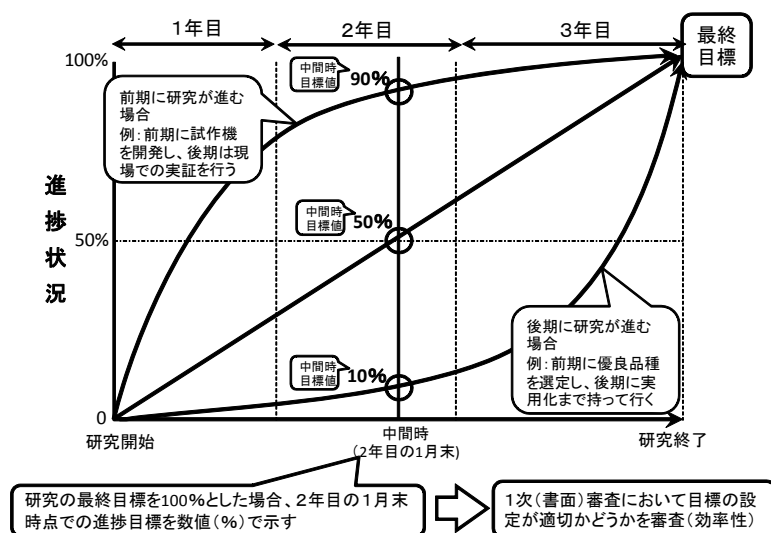
なお、中間時の進捗目標に達しない場合は、中間評価の結果によって研究実施計画の見直し、研究費の減額又は研究の中止を求めます。

【進捗目標値の設定方法について】

研究の最終目標を100%とした場合、研究期間の中間時における進捗目標を数値(%)で示していただきます。(平成25年度に採択する研究課題の研究期間の中間時は平成27年1月末とします。)

なお、1次(書面)審査において、設定した進捗目標値が適切かどうか審査します。

○ 研究期間中間時の進捗目標値設定のイメージ図



② 事後評価

研究実施期間終了時に事後評価を実施します。

(3) 国民との科学・技術対話（アウトリーチ活動）

研究グループは、国民との科学・技術対話に積極的に取り組むこととし、研究終了時には、速やかに一般国民向けの成果発表会（例えば、シンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演、説明等）を開催していただきます。

(4) 研究終了課題のフォローアップ調査

研究成果の普及・実用化の状況等を把握するため、原則として、研究終了から2年、5年（更に必要に応じて10年）を経過した時に、フォローアップ調査を実施します。

8 SBIR関係

本事業は、「中小企業技術革新制度（SBIR）」の「特定補助金等」に指定される予定です。この特定補助金等の交付を受けた中小企業者等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、以下の特例支援措置を受けることができます。

- ・本事業の交付を受けて行う研究開発事業の成果における、発明特許に関する特許料等の減免措置
 - ・新事業開拓保険制度による債務保証枠の拡大及び担保と第三者保証人が不要な特別債務保証枠の措置
 - ・日本政策金融公庫による低利での特別融資
 - ・中小企業投資育成株式会社法による投資対象の拡大
 - ・小規模企業者等設備導入資金助成法の特例に基づく小規模企業設備資金制度の貸付割合拡充
 - ・公共調達における入札参加機会の拡充
 - ・「SBIR 特設サイト」における研究開発成果や事業 PR 情報の掲載
- 詳しくは、SBIR 特設サイトを御覧ください。

(<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/sbir..html>)

9 動物実験等に関する対応

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年6月1日付け農林水産技術会議事務局長通知（※））に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、同基本指針及び同基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

（※）農林水産省のホームページ(http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000775.html)を御覧ください。

10 研究機関等の経費執行状況のチェック体制の強化

農林水産技術会議事務局においては、本事業の経費執行に当たり、研究総括者、研究分担者（共同研究者）、経理事務担当者等関係者の方々に、経費を適正に執行いただくため、経費執行についての説明、指導等を行っています。

具体的にはステージごとに以下のとおり、経費執行についての指導・チェックを行いますので御了承下さい。

- ・応募申請時：機関の経費執行管理体制の整備状況を示す書類の添付を義務付け、農林水産技術会議事務局が体制をチェック
- ・採択時：採択研究課題が決定し次第、新規採択研究課題の研究総括者及び経理担当者を召集し、研究課題の進行管理、経費の適正執行について説明・指導
- ・実施1年目：国からの経費受入れに不慣れと思われる機関について、現地指導を実施
- ・実施2年目以降：適正に執行されているか確認が必要と思われる機関を選定し、現地指導を実施

1.1 その他応募に当たっての注意事項

(1) 重複応募・重複研究参画

本事業に新規で応募する場合、同一の者が研究総括者として2件以上応募することは禁止します。研究ステージが異なる場合の応募も認めません。2件以上の応募が確認された場合は、農林水産技術会議事務局から応募研究総括者に連絡を取り、審査を受ける応募研究課題を1件選んでいただきます。

また、「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」で既に研究総括者となっている者（平成24年度で研究終了の場合は除く。）が新たに応募することは禁止します。研究総括者として重複応募・重複研究参画が認められる場合、当該研究課題については審査を行いません。

なお、同一の者が研究分担者（共同研究者）として複数の研究課題に参画することは差し支えありませんが、応募書類に記載する「エフォート（研究専従率）」（※）は正確に算出して下さい。また、研究総括者が異なれば同一機関が複数の研究課題の応募研究機関等として応募することは可能です。

（※）エフォート（研究専従率）

総合科学技術会議におけるエフォートの定義：「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）」

なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

(2) 競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除

- ① 本事業の応募の際には、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、研究予算額、エフォート（研究専従率）等）を応募書類に記載していただきます。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の採択の取消し又は委託契約の解除、委託費の返還等の処分を行うことがあります。
- ② 研究課題採択に当たっては、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf>）に基づき、研究実施計画及び他府省からの情報等により、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、研究課題の採択を見合わせる場合等があります。

なお、このような研究課題の存在の有無を確認する目的で、研究課題採択前に、必要な範囲内で、採択予定研究課題及び研究実施計画の内容の一部（制度名、研究者名、所属研究機関等名、研究課題名、研究概要、予算額等）を、他府省を含む他の競争的資金担当部局に情報提供する場合があります。

（３）研究費の不正使用防止のための対応

① 不正使用防止に向けた取組

農林水産省では、研究費の不正使用防止への対応について、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）に則り、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2013/sinki_koubo_2013.htm）を策定しました。

本事業で実施する研究活動には、このガイドラインが適用されますので、各研究機関等においては、このガイドラインに沿って、研究費の適正な執行・管理体制の整備等を行っていただく必要があります。

なお、その実施状況について、必要な報告等をしていただきます。また、必要に応じ、農林水産省による現地調査を行う場合があります。

② 不正使用等が行われた場合の措置

ア 本事業及び当省の他の事業並びに他府省を含む他の競争的資金等において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）を行ったために、委託費の全部又は一部を返還した研究課題の研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該競争的資金等を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本事業への参画を認めないこととなります。

（ア）不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者

 a 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間

 b a以外による場合

 (a) 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間

 (b) (a)及び(c)以外の場合：2～4年間

 (c) 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間

（イ）不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：5年間

（ウ）不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分（上限は2年間とし、下限は1年間で端数は切り捨てる。）の期間

（エ）他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務（※）に違反した研究者：当該競争的資金等

において応募、参加を制限されることとされた期間と同一の期間

(※) 善管注意義務対象者の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

イ 本事業において研究費の不正使用等を行ったため、委託費の全部又は一部の返還措置が採られた場合、当該不正使用等の概要を公表するとともに、その情報を他の競争的資金等を所管する国の機関に提供します。このことにより、他の競争的資金等においても応募が制限される場合があります。

また、研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者が所属する研究機関等における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同研究機関等に所属する全ての研究者について、一定期間、本事業への参画を認めないこととします。

ウ なお、当局が公的研究費の配分先の研究機関において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」をご覧ください。

(<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm>)

(4) 虚偽の申請に対する対応

本事業の採択時の申請内容において、虚偽行為が明らかになった場合、実施研究課題に関する委託契約が取り消され、委託費の一括返済等を委託先であるコンソーシアムの各構成員に求める場合があります。

(5) 研究上の不正行為防止のための対応

① 不正行為防止に向けた取組

農林水産省では、研究活動の不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関し、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知（※））及び「農林水産省における研究活動の不正行為への対応に関する規程」（平成18年12月15日付け18農会第1148号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）を策定しています。

本事業で実施する研究活動には、このガイドライン等が適用されます。各研究機関等においては、ガイドラインに沿って、研究活動の不正行為に関する告発等を受け付ける窓口を設置し、不正行為に関する告発があった場合に調査委員会を設置し調査を行う等、研究活動の不正行為に対応する適切な体制の整備を行っていただく必要があります。

(※) 農林水産省の上記ガイドライン及び規程については、<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm> を御覧ください。

② 不正行為が行われた場合の措置

不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、不正行為に関与したと認定された者及び不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

ア 不正行為に関与したと認定された者については、その不正行為の程度により、不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年

イ 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、不正行為と認定された年度の翌年度以降1年から3年

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管独立行政法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

(6) 個人情報の取扱い

本事業に提出された応募書類及び府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に登録された個人情報は、農林水産技術会議事務局が本事業の採択の採否の連絡、今後の契約手続、評価の実施等の業務のために利用及び提供するほか、上記（2）から（5）までに基づく情報提供を行う場合があります。また、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を経由して内閣府の「政府研究開発データベース」（※）に提供されます。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報（研究課題名、研究概要、研究機関等名、研究者名及び研究実施期間等）は、行政機関が保有する情報として公開されることとなります。

以上のことを予め御了解の上、応募書類への御記入をお願いします。

(※) 政府研究開発データベースについて

政府研究開発データベースとは、国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、総合科学技術会議において、各種情報（研究者、研究テーマ、研究費、研究成果等）について一元的・網羅的に把握し、関係する政府部内において必要情報を検索・分析できるデータベースです。なお、本データベースは一般公開されておりません。

1 2 本事業に係る相談窓口

本事業の募集に当たっては、公募期間中、農林水産省の本省及び各地方農政局等を相談窓口として、事業全般や対象範囲、応募の際の一般的な留意事項等について相談を受け付けますので、以下の連絡先にご相談下さい。

<p>○本省問合せ先 農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室 担当：産学連携企画班、産学連携振興班 午前9:30～午後5:30 連絡先：直通TEL 03-3502-5530、03-6744-7044 代表TEL03-3502-8111（内線5898、5898）</p>	
<p>○地方農政局問合せ先 農林水産省地方農政局生産部生産技術環境課技術担当 午前9:00～午後5:00</p>	
東北農政局	代表TEL 022-263-1111（内線4395） 直通TEL 022-263-6214
関東農政局	代表TEL 048-600-0600（内線3383） 直通TEL 048-740-0446
北陸農政局	代表TEL 076-263-2161（内線3352） 直通TEL 076-232-4893
東海農政局	代表TEL 052-201-7271（内線2248） 直通TEL 052-746-1313
近畿農政局	代表TEL 075-451-9161（内線2314） 直通TEL 075-414-9722
中国四国農政局	代表TEL 086-224-4511（内線2426） 直通TEL 086-230-4249
九州農政局	代表TEL 096-211-9111（内線4531） 直通TEL 096-211-9555
<p>※北海道、沖縄県の方は、直接、農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室 産学連携振興班へお問合せ下さい。</p>	
<p>○府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に関する問合せ 【e-Radヘルプデスク】 TEL 0120-066-877 午前9:00～午後6:00（平日）</p>	

なお、個別課題ごとの研究機関のマッチングの相談や研究課題の内容のブラッシュアップ等の相談を希望される方は、農林水産省が別途実施している「地域における産学連携支援事業」を御活用下さい。本事業の実施機関は以下のとおりです。

「地域における産学連携支援事業」についての詳細は、<http://agri-renkei.jp/index.html> をご覧下さい。

地域名	組織名及び連絡先（電話/FAX番号）
北海道地域	組織名：NPO法人 グリーンテクノバンク 連絡先：〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西1丁目10番地 ピア2・1ビル5階 TEL/FAX 011-210-4477
東北地域	組織名：東北地域農林水産・食品ハイテク研究会 連絡先：〒020-0198 岩手県盛岡市下厨川字赤平4 (独) 農業・食品産業技術総合研究機構 東北農業研究センター内 TEL 019-641-7170、FAX 019-643-3460
東海地域	組織名：NPO法人 東海地域生物系先端技術研究会 連絡先：〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町 名古屋大学農学国際教育協力研究センター内 TEL/FAX 052-789-4586
近畿地域	組織名：NPO法人 近畿アグリハイテク 連絡先：〒606-0805 京都府京都市左京区下鴨森本町15 (財) 生産開発科学研究所内 TEL/FAX 075-711-1248
中国四国地域	組織名：NPO法人 中国四国農林水産・食品先進技術研究会 連絡先：〒700-8530 岡山県岡山市北区津島中1-1-1 岡山大学農学部3号館101号室・102号室 TEL 086-239-5030 101号室（コーディネーター室） TEL 086-237-3340 102号室（事務局） FAX 086-201-0551
九州地域	組織名：九州バイオリサーチネット 連絡先：〒860-0855 熊本県熊本市北千反畑町1-7 MSⅡ第3ビル403号室 TEL/FAX 096-346-2040

<p>上記以外の 地域 (関東・北 陸・沖縄)</p>	<p>組織名：(社)農林水産・食品産業技術振興協会 (JATAFF) 連絡先：〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル7階 TEL 03-3586-8644、FAX 03-3586-8277</p> <p>なお、北陸地域・沖縄地域には以下の連絡窓口を設置しております。</p> <p>【北陸地域の連絡窓口】 組織名：石川県立大学産学官連携学術交流センター 連絡先：〒921-8836 石川県野々市市末松1-308 TEL 076-200-7367、FAX 076-214-5995</p> <p>【沖縄地域の連絡窓口】 組織名：沖縄農業研究会 連絡先：〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地 琉球大学農学部内 TEL 098-895-8754、FAX 098-895-8734</p>
---	--

【発展融合ステージに関する公募要件】

1 発展融合ステージについて

(1) 発展融合ステージの対象分野について

発展融合ステージでは、「イノベーション創出基礎的研究推進事業」等の、農林水産省の研究資金や他の研究資金による基礎研究で開発・確立された研究成果を発展させ、農林水産・食品分野の諸課題の解決や革新的な技術の開発につなげるための応用研究が対象です。

また、創出される研究成果が、農林水産・食品分野の生産現場等で実用化につなげるための実用化段階の研究開発につながるとともに、将来、農林水産・食品分野の生産現場等で実用化につながる具体像が明確に示されていることが必要です。

(2) 募集する研究区分

次に示す2つの研究区分に該当する研究課題を募集します。

① 産学機関結集型

本研究区分においては、産学の研究機関等が結集し、医療、工学、情報通信分野といった異業種との融合等を進めることにより、技術シーズの実用化に向けた発展研究や新たな発想に基づく用途開発研究を対象とします。

② 研究人材交流型

異業種の研究機関等が、農林水産・食品分野の専門研究者の派遣を受けるなどして新品種に対応した農業資材の研究開発等に取り組む人材交流型の用途開発研究を対象とします。

※各研究区分とも、研究費の規模が1千万円より大きい研究課題（以下「Aタイプ」という。）と1千万円以下である研究課題（以下「Bタイプ」という。）を区分して公募を行います。

※提案された研究課題の目的・内容が、他の研究区分により適するものだと認められる場合、農林水産技術会議事務局が応募研究課題の研究総括者の了解を得た上で、研究区分の変更を行う場合があります。

(3) 多段階選抜方式の導入

本研究ステージでは、第1段階（フェーズⅠ）である1年目の研究の結果に基づき、第2段階（フェーズⅡ）の研究へ移行する多段階選抜方式を導入しております。

フェーズⅠにおいて、市場化可能性調査やビジネスモデルの作成など現場に展開できる技術や商品に確実につながるか否かについて調査（フィージビリティスタディ、以下「FS調査等」という。）等を行い、その評価を基にフェーズⅡでの実用化に向け

た本格的な応用研究の実施の可否を判断します。

したがって、フェーズⅠの結果について高い評価を得た研究課題のみがフェーズⅡの対象となります。フェーズⅠの結果を外部専門家等からなる評価会で審査・評価し、評価結果に基づきフェーズⅡの実施研究課題を競争選抜します。

応募者には、フェーズⅠ及びフェーズⅡの研究計画から成る応募書類を提出していただきますが、最初の採択の段階でフェーズⅡの研究の実施を保証するものではありません。

【フェーズⅠを免除する特例】

農林水産省の予算による補助事業等で FS 調査等を実施している場合は、フェーズⅠを免除できる場合があります。この場合、応募書類（研究課題提案書）には、当該 FS 調査等の結果とフェーズⅡで実施する研究計画を記載すると共に、FS 調査等の結果がわかる資料を添付して下さい。

このような研究課題が採択となった場合は、初年度からフェーズⅡ（本格的な応用研究）を2年以内で実施して頂きます。

（４）研究費の上限、研究期間

研究区分		研究費の上限	研究期間
産学機関結集型			
Aタイプ	フェーズⅠ	500万円／年	1年以内
	フェーズⅡ	5,000万円／年	2年以内
Bタイプ	フェーズⅠ	500万円／年	1年以内
	フェーズⅡ	1,000万円／年	2年以内
研究人材交流型			
Aタイプ	フェーズⅠ	500万円／年	1年以内
	フェーズⅡ	5,000万円／年	2年以内
Bタイプ	フェーズⅠ	500万円／年	1年以内
	フェーズⅡ	1,000万円／年	2年以内

※研究費は可能な限り精査した額を計上して下さい。過大な積算を行っている研究課題については、審査上マイナスとなることがあります。

※採択研究課題決定の際は、審査結果を踏まえ、必要な見直し（研究費の減額、研究期間の短縮等）を行うことがあります。

※研究中間時及び終了時の評価における外部評価委員の指摘及び行政部局からの要望等を踏まえ、その必要性が特に認められる場合には、フェーズⅡの研究期間を最大2年間の延長を可能とします。

(5) 新規採択研究課題数（想定）

平成25年度の採択研究課題数は以下を想定しております。

研究区分	新規採択研究課題数（想定）
産学機関結集型	
Aタイプ	8
Bタイプ	8
研究人材交流型	
Aタイプ	8
Bタイプ	8

※あくまで研究費上限額を基にした場合の採択予定数研究課題数です。

採択となる研究課題の予算規模や各タイプの応募研究課題数により、採択数は増減します。

(6) 各種施策を促進するための措置

審査に当たって、以下の施策、計画等に沿って提案された研究課題については、書面審査の評価結果にポイント加算することとします（審査上の扱いであり、採択を約束するものではありません。）。

ポイント加算の方法については、「4 研究課題の選定」を参照して下さい。

- (i) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年12月3日法律第67号。六次産業化法。）における認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「研究開発・成果利用事業計画」に基づき策定された研究課題
- (ii) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年5月23日法律第38号。農商工等連携促進法。）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「農商工連携等事業計画」に基づき策定された研究課題
- (iii) 地域再生法（平成17年4月1日法律第24号）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」に基づき策定された研究課題

なお、「認定を受けることを前提とした」とは、当該計画を担当府省に提出しており、認定待ちであることをいいます。

該当する研究課題は、応募書類（研究課題提案書）の様式2-5に、該当する計画の計画書等の該当箇所がわかる資料等を抜粋又は添付して下さい。

2 応募要件等

研究機関等の要件は「共通事項3 応募資格等」を御覧下さい。

(1) 産学機関結集型

原則として、研究グループによる応募を要件とします。

ただし、産学の研究勢力を結集して研究開発を推進する観点から、産学連携の研究グループ（具体的には、「共通事項3 応募資格等（1）研究機関等の分類」に示すセクターⅣに属する研究機関等とセクターⅣ以外に属する研究機関等で構成された研究グループ。以下同じ。）での応募の場合は、書面審査の評価結果にポイント加算することとします（審査上の扱いであり、採択を約するものではありません。）。

ポイント加算の方法については、「4 研究課題の選定」を参照して下さい。

（2）研究人材交流型

単独の研究機関等又は研究グループによる応募を要件とします。

また、単独の研究機関等で応募する場合は、当該研究機関等以外からの研究機関等からの人材の派遣等を受けることを、研究グループの場合は、研究グループに参画する研究機関等間における人材交流又は研究グループ以外からの研究機関等からの人材の派遣等を受けることを要件とします。

（人材交流・派遣の事例）

- ・食材の乾燥や粉末化する技術を有する食品加工メーカーが機能性成分を高含有する食品を開発を目指し、大学等の公的試験研究機関から機能性成分の知見を有する研究者の派遣を受ける。
- ・寒冷な地区で温暖化に対応した品種開発を目指す種苗メーカーが、温暖な地区で品種育種の研究開発を実施している公的試験研究機関の研究者の派遣を受ける。

3 応募書類（研究課題提案書）等

応募書類（研究課題提案書）は農林水産省のHPからダウンロードして下さい。

（HP アドレス：http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2013/sinki_koubo_2013.htm）

応募書類は以下から構成されております。

- ・様式（表紙）【必須】
- ・様式1－1（研究課題概要図）【必須】
- ・様式1－2（研究課題のポイント）【必須】
- ・様式1－3（研究グループの構成）【該当研究課題のみ】
- ・様式2－1（研究課題内容）【必須】
- ・様式2－2（参画機関の知的財産への取組状況）【必須】
- ・様式2－3（経理事務体制について）【必須】
- ・様式2－4（研究管理運営機関を活用する理由書）【該当研究課題のみ】
- ・様式2－5（1－（6）各種施策を推進するための措置に該当する計画の該当箇所）【該当研究課題のみ】
- ・様式自由 農林水産省の予算を用いてFS調査等を実施している場合、その調査結果がわかる資料【該当研究課題のみ】

応募書類の作成に当たっては、（参考）「応募書類の作成上の留意事項」を必ず御一読下さい。

4 研究課題の選定

(1) 審査の方法及び手順

研究課題は、1次（書面）審査及び2次（ヒアリング）審査を経て採択研究課題を決定します。

① 1次（書面）審査

1次（書面）審査においては、「科学的ポイント」として外部専門家による審査を、「行政的ポイント」として農林水産省の行政官による審査を実施します。

※ 行政官が評価委員として審査に参画します。研究計画作成の御参考に、「行政政策推進上課題解決を早急に図る必要性の高い課題（行政課題）」を別紙4に記載しております。

[1次（書面）審査の手順]

- 「科学的ポイント」は、応募研究課題の研究分野の専門家が審査を行うピアレビュー方式で、1研究課題当たり3名の外部専門家による審査を実施します。書面審査を行う外部専門家は、あらかじめ登録されたデータベースの中から、研究課題の専門分野、利害関係者等を考慮して割り振ります。
- 「行政的ポイント」は、政策的視点から1名以上の行政官による審査を実施します。
- 「科学的ポイント」は、(2)の審査基準に基づき、必要性の審査項目をそれぞれA(20点)、B(16点)、C(12点)、D(8点)、E(4点)、効率性及び有効性の審査項目をそれぞれA(10点)、B(8点)、C(6点)、D(4点)、E(2点)で採点し、各審査項目の評価点を合計します。
- 「行政的ポイント」は、(2)の審査基準に基づき、有効性の審査項目をそれぞれA(10点)、B(8点)、C(6点)、D(4点)、E(2点)で採点し、各審査項目の評価点を合計します。
- 「科学的ポイント」と「行政的ポイント」の平均点を合計したものを当該研究課題の「1次評価ポイント」とします。

[審査における優先的な取扱いの方法]

- 1(6)に記載している事項に該当する研究課題については、1次（書面）審査の評価点に5ポイントを加算します。
- 2(1)に記載している「産学機関結集型」に研究グループで応募した研究課題のうち、産学連携の研究グループを構成している研究課題は、1次（書面）審査の評価点に5ポイントを加算します。

[参画機関における知的財産への活用方針等に関する評価]

- 参画機関の知的財産への活用方針等について評価を行い、(2)の審査基準に基づき、1次（書面）審査の評価点からB評価は1点を、C評価は3点を減点します（A評価は減点しません。）。

上記審査結果を基に、2次（ヒアリング）審査の対象研究課題を選考します。

2次（ヒアリング）審査の対象となった研究課題については、当該研究課題の研究総括者に直接連絡するとともに、農林水産省のホームページにも掲載します（審査日程については、2次（ヒアリング）審査対象研究課題の研究総括者に連絡するとともに、農林水産省のホームページにも掲載します。）。

③ 2次（ヒアリング）審査

2次（ヒアリング）審査においては、外部専門家を構成員とする「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業研究課題評価分科会」（以下「評価会」という。）を開催し、2次（ヒアリング）審査の対象研究課題について研究総括者等に対するヒアリング審査を実施します。

なお、審査は非公開で行います。

[2次（ヒアリング）審査の手順]

- ヒアリング審査は、7名の農林水産・食品分野や医療分野や工学分野などの幅広い分野の外部専門家を評価委員として、審査を実施します。
- 1次（書面）審査と同様、(2)の審査基準に基づき、必要性・有効性の審査項目をそれぞれA（20点）、B（16点）、C（12点）、D（8点）、E（4点）、効率性の審査項目をそれぞれA（10点）、B（8点）、C（6点）、D（4点）、E（2点）で採点し、各審査項目の評価点を合計します。
- 7名の評価委員の評価点の平均点を当該研究課題の「2次評価ポイント」とします。

④ 採択候補研究課題の選定

「1次評価ポイント」と「2次評価ポイント」を合計したポイントをその研究課題の「最終評価ポイント」とし、その評価ポイントを基に採択候補研究課題を選定します。

⑤ 採択研究課題の決定

採択候補研究課題の中から、農林水産技術会議事務局長が採択研究課題を決定します。

なお、採択に当たっては、研究実施機関の財務状況を勘案する場合があります。また、審査・評価結果を踏まえた研究実施計画書の見直し等の条件が付される場合があります。

(2) 審査基準

研究課題の審査に当たっては、以下の観点から評価を実施します。

1次（書面）審査項目及び点数配分

審査の 観点	科学的ポイント
	審査項目（点数配分）
必要性	①新規性・先導性・優位性（20点） ②目標の明確性・達成可能性、研究計画の妥当性（20点）
効率性	③研究計画に対するコスト・研究期間の妥当性（10点） ④研究実施体制（10点）
有効性	⑤農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献（10点） ⑥研究成果の波及効果（10点）
合計	80点満点

※必要性の審査項目をそれぞれA（20点）、B（16点）、C（12点）、D（8点）、E（4点）、
効率性及び有効性の審査項目をそれぞれA（10点）、B（8点）、C（6点）、D（4点）、
E（2点）で採点し、各審査項目の評価点を合計します。

審査の 観点	行政的ポイント
	審査項目（点数配分）
有効性	①農林水産業・食品産業への貢献（10点） ②研究成果の波及効果（10点）
合計	20点満点

※それぞれA（10点）、B（8点）、C（6点）、D（4点）、E（2点）で採点し、各審査項目
の評価点を合計します。

科学的ポイント + 行政的ポイント = 1次評価ポイント（100点満点）

○「科学的ポイント」における各審査項目の評価の視点は以下のとおりです。

① 新規性・先導性・優位性

現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する
新規性・独創性があること。

また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持
つ研究であること。

② 目標の明確性・達成可能性、研究計画の妥当性

目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。

研究終了時まで目標とする研究成果の獲得が可能であること。

総合科学技術会議が決定した「科学技術基本計画」や農林水産技術会議が決定した「農林水産研究基本計画」等、国の科学技術政策に合致していること。

③ 研究計画に対するコスト・研究期間の妥当性

費用対効果の面から研究コストが適切な水準であり、研究期間が適切であること。

研究期間の中間時における研究の進捗目標値の設定が適切であること。

④ 研究実施体制

参画機関数が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。

また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。

⑤ 農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献

基礎研究で開発・確立された技術シーズを応用・発展させることにより、農林水産業・食品産業や他産業における諸課題の解決や、新たな事業の創出につながる成果を生み出し、そのことを通じて社会・経済への貢献が大きい研究であること。

⑥ 研究成果の波及効果

研究成果が農林水産業・食品産業に関連する分野において実用化段階の研究への活用が期待されること。

また、他分野への応用・活用が期待されること。

○ 「行政的ポイント」における各審査項目の評価の視点は以下のとおりです。

① 農林水産業・食品産業への貢献

行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。

技術的な課題解決や新たな事業の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。

② 研究成果の波及効果

研究成果が農林水産業・食品産業に関連する分野へ発展的な活用が期待されること。

参画機関における知的財産の活用方針等に関する評価

評価の視点	評価基準
<p>農林水産研究知的財産戦略に基づき、以下の点について評価を実施</p> <p>①当該研究課題についての、成果の活用に係る方針、指針等の有無</p> <p>②各参画機関における職務発明規程の他、知的財産管理指針、ポリシー、規程等の有無</p> <p>③研究グループにおける知的財産管理指針、ポリシー、規程等の有無</p> <p>④各参画機関における知的財産部門や担当者、知的財産権に関する問合せ窓口の配置（設置）の有無</p>	<p>知的財産の活用方針及び知財管理・活用の部署等が、</p> <p>A：整備できている</p> <p>B：一部未整備である</p> <p>C：未整備である</p> <p>の3段階で評価を行う。</p>

(注) Aは減点無し、Bは1点、Cは3点を書面審査の評価点から減点します。

また、C評価の研究課題が採択候補研究課題となった場合は、知的財産の活用方針及び知財管理・活用の部署等が整った段階で、委託契約を締結することとします。

2次（ヒアリング）審査項目及び点数配分

審査の観点	科学的ポイント
	審査項目（点数配分）
必要性	①新規性・先導性・優位性（20点）
	②目標の明確性・達成可能性、研究計画の妥当性（20点）
効率性	③研究計画に対するコスト、研究期間の妥当性（10点）
	④研究実施体制（10点）
有効性	⑤農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献（20点）
	⑥研究成果の波及効果（20点）
合計	100点満点

※必要性・有効性の審査項目をそれぞれA（20点）、B（16点）、C（12点）、D（8点）、E（4点）、効率性の審査項目ををそれぞれA（10点）、B（8点）、C（6点）、D（4点）、E（2点）で採点し、各審査項目の評価点を合計します。

○各審査項目の評価の視点は、1次（書面）審査の「科学的ポイント」における評価の視点と同じです。

最終評価ポイント

1次評価ポイント + 2次評価ポイント = 最終評価ポイント（200点満点）

（3）審査結果の通知等

採択研究課題については、評価所見及び採択に当たって見直しが必要とされた事項等を、不採択研究課題については、その理由を、採択研究課題の決定後、速やかに研究総括者にお知らせします。

採択研究課題については、採択研究課題の研究総括者に、見直しが必要とされた事項等について、研究実施計画の修正を行っていただきます。

なお、採択研究課題については、研究課題名、研究機関等名、研究課題の概要等について、農林水産省のホームページ等にて公表します。